

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇告示 昭和二十九年産米穀の売渡時期の延期  
積雪寒冷地単作地区の指定区域の一部変更  
急傾斜地帯指定の一部変更  
畑地々区指定の一部変更  
種畜証明書の返納  
種畜証明書の書換交付  
農業委員会の設置（河原町）  
（西伯町他五箇所）  
代表者会議の区域の一部改正  
飼料自給経営施設設置事業補助金要綱  
医療機関の指定  
建設業者の登録
- ◇教委告示  
校名の改正  
県立高等学校の課程の一部改正  
臨時教育委員会の招集

## 告示

◇公告 昭和二十九年度生活改良普及員資格試験合格者

◇正誤 医薬品販売業者登録資格認定考査の実施  
昭和三十年三月二十八日鳥取県条例第三号中訂正

鳥取県告示第六十四号

昭和二十九年十一月鳥取県告示第五百五十二号をもつて  
公示した昭和二十九年産米穀の売渡時期を次のように改  
める。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十年四月三十日まで

鳥取県告示第六十五号

昭和二十六年七月鳥取県告示第三百五十一号、同年十二  
月鳥取県告示第五百七十三号及び昭和二十八年七月鳥取  
県告示第三百一号で公示した積雪寒冷地帯振興臨時

措置法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第三項の規定に基く積雪寒冷単作地区として指定した市町村の区域の一部を次のように改めた。

昭和三十年四月八日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

八頭郡全町村のうち

積雪寒冷単作地区としての指定市町村の区域

改めた年月日

「国英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村」を「河原町（旧国英村、河原町、八上村、西郷村及び散岐村の区域）」に

昭和三十年三月二十八日

「大村、用瀬町、社村」を「用瀬町（旧大村、用瀬町及び社村の区域）」に

昭和三十年三月三十一日

気高郡のうち

「青谷町（旧青谷町、日置谷村、勝部村及び中郷村の区域）、日置村」を「青谷町（旧青谷町、日置谷村、勝部村、中郷村及び日置村の区域）」に

昭和三十年三月三十一日

東伯郡全町村のうち

「下中山村、上中山村」を「中山村（旧下中山村及び上中山村の区域）」に

昭和三十年四月一日

西伯郡のうち

「天津村、大国村、法勝寺村、上長田村、東長田村」を「西伯町（旧天津村、大国村、法勝寺村、上長田村及び東長田村の区域）」に

昭和三十年三月三十日

「大幡村、幡郷村、手間村並びに日野郡八郷村」を「岸本町（旧大幡村、幡郷村の一部及び日野郡八郷村の区域）」並びに「手間村（旧手間村及び幡郷村の一部の区域）」に

昭和三十年三月三十一日

鳥取県告示第百六十六号

昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百四十号及び昭和二十八年一月鳥取県告示第二十九号で公示した急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）第三条第三項の規定に基く急傾斜地帯として指定した市町村の区域の一部を次のように改めた。

鳥取県知事 遠

藤

茂

急傾斜地帯としての指定市町村の区域

改めた年月日

八頭郡のうち

「国英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村」を「河原町（旧国英村、河原町、八上村、西郷村及び散岐村の区域）」に

昭和三十年三月二十八日

「大村、社村」を「用瀬町（旧大村及び社村の区域）」に

昭和三十年三月三十一日

気高郡のうち

「青谷町（旧青谷町、日置谷村、中郷村及び勝部村の区域）、日置村」を「青谷町（旧青谷町、日置谷村、中郷村、勝部村及び日置村の区域）」に

昭和三十年三月三十一日

東伯郡のうち

「上中山村、」を「中山村（旧上中山村の区域）」に

昭和三十年四月一日

西伯郡のうち

「天津村、法勝寺村、上長田村、東長田村」を「西伯町（旧天津村、法勝寺村、上長田村及び東長田村の区域）」に

昭和三十年三月三十日

「幡郷村」を「岸本町(旧幡郷村の一部の区域)」並びに「手間村のうち諸木部落(旧幡郷村諸木部落の区域)」に

昭和三十年三月三十一日

鳥取県告示第百六十七号

昭和二十八年十二月鳥取県告示第五百七十五号及び昭和二十九年七月鳥取県告示第三百八十三号で公示した畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)第四条の規定に基く畑地地区として指定した市町村の区域の一部を次のように改めた。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

畑地地区としての指定市町村の区域

改めた年月日

気高郡の「青谷町、日置村」を「青谷町(旧青谷町及び日置村の区域)」に

昭和三十年三月三十一日

東伯郡の「上中山村、下中山村」を「中山村(旧上中山村及び下中山村の区域)」に

昭和三十年四月一日

西伯郡の「天津村、大田村、法勝寺村、上長田村、東長田村」を「西伯町(旧天津村、大田村、法勝寺村、上長田村及び東長田村の区域)」に

昭和三十年三月三十日

「大幡村、幡郷村、手間村並びに日野郡八郷村」を「岸本町(旧大幡村、幡郷村の一部及び日野郡八郷村の区域)」並びに「手間村(旧手間村及び幡郷村の一部の区域)」に

昭和三十年三月三十一日

鳥取県告示第百六十八号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名号 品種 申請理由 飼養者住所氏名

昭二九鳥地第六号 長谷川 黒毛和種 廃用 鳥取県東伯郡羽台町 入江 洋

鳥取県告示第百六十九号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名号 品種 旧飼養者住所氏名 新飼養者住所氏名

昭二九鳥地第五号 入勇 黒毛和種 鳥取県東伯郡東伯町 田中 吉蔵 鳥取県東伯郡羽台町 入江為太郎

七号 寿広 亀本 又蔵 東伯町 種子 鶴一

四三号 花東 赤碓町 鳥取県種畜場 倉吉市大塚 吉田金次郎 三朝町 野見 博

五〇号 入吉 倉吉市大塚 吉田金次郎 三朝町 野見 博

鳥取県告示第百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基き、八頭郡河原町、国英村、八上村、散岐村及び西郷村を廃しその区域をもつて新たに河原町が設置されることに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項の規定により昭和三十年三月二十八日から八頭郡河原町の区域を区域とする農業委員会が次のとおり設置された。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

農業委員会の名称

区

域

八頭郡河原町農業委員会

前の河原町、国英村、八上村、散岐村、西郷村の農業委員会の区域

鳥取県告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基き町村の廃置分合が行われたので、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項の規定により新しい町村の区域を区域とする農業委員会が次のとおり設置された。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

町村名

農業委員会の名称

区

域

同上農業委員会が設置された日

西伯郡西伯町

西伯町農業委員会

前の天津村、大國村、法勝寺村、上長田村及び東長田村の農業委員会の区域

昭和三十年三月三十日

八頭郡用瀬町	用瀬町農業委員会	前の大村、用瀬町及び社村の農業委員会の区域	三月三十一日
気高郡青谷町	青谷町農業委員会	前の青谷町及び日置村の農業委員会の区域	三月三十一日
西伯郡岸本町	岸本町農業委員会	前の大幡村及び日野郡八郷村農業委員会の区域並びに幡郷村大字小野 大殿 坂長、岩屋谷の区域	三月三十一日
西伯郡手間村	手間村農業委員会	前の手間村農業委員会の区域及び前の幡郷村大字諸木の区域	三月三十一日
東伯郡中山村	中山村農業委員会	前の下中山村及び上中山村の農業委員会の区域	四月一日

鳥取県告示第七十二号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員会等に関する法律に基く代表者会業の区域について）の一部を昭和三十年三月三十一日次のように改めた。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

区域名及び区域内町村中

「西伯郡東部地区 西伯郡のうち名和町、逢坂村、淀江町、宇田川村、高麗村、大山村、

西伯郡西部地区

所子村、外江町、渡村、上道村、境町、余子村、中浜村  
西伯郡のうち賀野村、手間村、天津村、大國村、法勝寺村、東長田村、上長田村、大幡村、幡郷村、春日村、日吉津村、泉村、大高村、大和村」を

「西伯郡東部地区

西伯郡のうち逢坂村、名和町、大山村、所子村、高麗村、淀江町、

宇田川村、境港町  
 西伯郡のうち賀野村、手間村、西伯町、岸本町、春日村、日吉津村、果村、大高村、大和村」に改める。

鳥取県告示第百七十三号

飼料自給経営施設設置事業補助要綱を次のように定める。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

飼料自給経営施設設置事業補助要綱

第一条 知事は自給飼料を増産確保し、酪農を配した農業経営の安定向上に資するため、市町村又は単位農業協同組合（以下「経営主体」という。）が農林省の定める飼料自給経営施設設置要領によつて設置する飼料自給経営施設に要する経費に対し、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二条 飼料自給経営施設とは、次のものをいう。

一 農 機 具

(一) 動力農機具

自動耕耘機、ハンドトラクター及び附属作業機

(二) 畜力農機具

水田用二段耕犁、畑用犁（軽鬆土用犁、二段耕犁、洋犁）カルチベーター及び作業部品、碎土機（畑用、水田用）溝浚機

二 土壤改良資材（石灰分及び磷酸分）及び飼料作物

種子

三 サイロ及びカッター

四 簡易乾燥器

第三条 第一条の規定により交付する補助金の額は、経営主体が設置した飼料自給経営施設の三分の一以内とする。

第四条 経営主体が補助金の交付を受けようとするときは、申請書（別記様式第一号）に事業計画書（別記様式第二号）及び收支予算書（別記様式第三号）を添え

て知事に提出しなければならない。

第五条 経営主体が前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合において必要と認めるときは、届出事項について変更を指示することがある。

第六条 この要綱により補助金の交付を受けた経営主体は、事業成績書（別記様式第二号）及び收支決算書（別記様式第三号）を翌年五月三十日まで知事に提出しなければならない。

第七条 補助金の交付を受けた経営主体が次の各号の一に該当する場合には、知事は補助金の全部又は一部に返還を命ずることがある。

- 一 この要綱に違反したとき。
- 二 事業の施行方法が不相当と認められたとき。
- 三 支出額が予算額に比して減少したとき。

附 則

この要綱は、昭和二十九年年度分の補助金から適用する。

別記様式第一号

年 月 日

市町村長（農業協同組合長） 印

鳥取県知事 氏 名 殿

飼料自給経営施設設置事業補助申請書

飼料自給経営施設設置事業補助要綱により補助金の交付を受けたので、関係書類を添えて申請します。



(四) 農機具購入費

区分	銘柄	型式	員数	単価	金額	備考
自動耕耘機	式	型号		円	円	
畜力農機具						
犁						
カルチベーター						
碎土機						
溝浚機						
計						
(イ) 種子代						
作物の種類別	員数	単価	金額	備考		
	担	円	円	反分 反当播種量 担		

計

(ロ) サイロ設置費

規格	員数	単価	金額	備考
直径 尺×高さ 尺	基	円	円	
計				

註 備考欄には材種別（コンクリート打、コンクリートブロック、石材等）を記入すること。

(ハ) カッター購入費

銘柄	型式	員数	単価	金額	備考
何式	何型 何号	台	円	円	
計					

(ニ) 簡易乾燥器設備費

規模別	員数	単価	金額	備考
	建坪	台	円	円
計				
(3) 事業費負担区分				
費目	国	費	県	費
		円	円	円
土壌改良費				
農機具購入費				
種子代				
サイロ設置費				
カッター購入費				
簡易乾燥機設置費				
計				

別記様式第三号		収入之部				支出之部			
区	分	予又は決算額 (又は決算額)	円	前年度予算額 (又は本年度)	円	差引増減		備考	
						増	減		
	国庫補助金		円		円				
	県補助金								
	自己資金								
	計								
支出之部									
区	分	予又は決算額 (又は決算額) <td rowspan="2">円</td> <td rowspan="2">前年度予算額 (又は本年度) <td rowspan="2">円</td> <td colspan="2">差引増減</td> <td rowspan="2">備考</td> </td>	円	前年度予算額 (又は本年度) <td rowspan="2">円</td> <td colspan="2">差引増減</td> <td rowspan="2">備考</td>	円	差引増減		備考	
						増	減		
	事業費		円		円				
	土壌改良費								
	農機具購入費								
	種子代								



サノロ設置費						
カメラ購入費						
簡易放射線器設置費						
計						

鳥取県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称 中山医院

所在地 鳥取市茶町九番地

診療科名 小児科、内科

指定年月日 昭和三十年二月一日

鳥取県告示第七十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 (は) 第三六五号 昭和三十年 倉吉建設事務所 倉吉市宮川町一三一ノ一 駒井喜久蔵

第三六六号 因州建設株式会社 八頭郡若桜町若桜二〇〇 加島 時蔵

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

鳥取県立倉吉農業高等学校河南分校の校名を昭和三十年四月一日から次のように改めた。

昭和三十年四月八日

鳥取県教育委員会

新校名 鳥取県立倉吉農業高等学校三朝分校

鳥取県教育委員会告示第十九号

昭和二十九年二月鳥取県教育委員会告示第十三号（県立高等学校の校名、位置及び課程について）の一部を次のように改正し、昭和三十年四月一日から実施する。

表中

昭和三十年四月八日

鳥取県教育委員会

境高等学校		全日制	普通科	普通課程	西伯郡境町東本町二番地
定時制	家庭科	普通科(夜間)	家庭科	普通課程	西伯郡境町東本町二番地

境高等学校		全日制	普通科	普通課程	西伯郡境港町東本町二番地
定時制	家庭科	普通科(夜間)	家庭科	普通課程	西伯郡境港町東本町二番地

に改める。

鳥取県教育委員会告示第二十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年四月八日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

公 告

- 一日時 昭和三十年四月十三日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議題 1 教員人事について  
2 副委員長の互選について

昭和二十九年度生活改良普及員資格試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十年四月八日

- 鳥取県知事 遠 藤 茂
- 中井 智子 針本 精子 佐伯 悦子
- 山本 和子 村田 京子 原田 静子
- 由本 幸子 本田 久恵

医薬品販売業者(指定医薬品を除く品目)登録資格認定  
審査を次のとおり行う。

昭和三十年四月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 考查場所

鳥取県議会議事堂会議室(鳥取市東町)

二 考查日時

昭和三十年四月十八日(月)午前九時三十分から午後四時まで

三 考查科目

1 筆記考查

- イ 薬事関係法規(薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法)
- ロ 医薬品の性状、貯蔵法及び取扱上の注意事項

2 実地考查

医薬品の実物鑑定及び取扱方法

四 申請書等の受付期間及び提出先

昭和三十年四月八日から四月十五日までに所轄の保健所へ提出のこと。

五 提出書類

医薬品販売業登録申請書

